

## 重度心身障害者（児）医療費助成制度（以下「重度医療」という） の現物給付化について

### ● はじめに

#### 重度医療制度とは

重度医療制度とは、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的として、保険診療の一部負担金を市が助成するものです。

※一部負担金：医療機関等において、保険診療分に対する窓口負担しなければならない金額のこと。

### ● 現行の制度について（償還払い方式）

償還払いとは、公的医療保険等において、対象者が医療機関等に費用をいったん支払い、その後、一部負担金について市へ請求することで助成を受ける制度です。

現在実施している重度医療については、受診月単位で各保険医療機関等へ支払った領収書を受領証明書（市指定様式）に添付し、市へ提出（請求）していただいているます。

市では、国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険等の各保険組合等での高額療養費及び付加給付金等の給付を確認し、保険診療における一部負担金から差し引いた金額を口座振込により給付しています。給付時期については、申請していただいた翌月～4ヶ月を要します。

### 1. 重度医療の償還払い方式から現物給付化への経過について

#### （1）県の意向（現物給付化のきっかけ）

平成26年6月17日県議会において

○知事（森田 健作）答弁

本制度の現物給付化※については、平成24年の県議会における全会一致の請願の採択を受け、本格的な検討を進め、昨年の9月議会において、現物給付化の方向性を打ち出した。複数回にわたり実施した市町村への意向調査では、その9割以上が現物給付化を望んでおり、制度の具体案の取りまとめに向け、市町村、関係団体とも協議を重ねてきた。これまでの協議結果を踏まえ、平成27年8月から現物給付化を実施したい。

自己負担や助成対象の見直しについて、市町村等との協議結果を踏まえ、自己負担については、子ども医療費助成制度と同様に一定の負担を求めることとし、負担額は、同制度と同じく、低所得者を除き、通院1回、入院1日につき300円としたい。

また、助成対象については、国の高齢者医療制度との整合を図る観点から、他県の制度も参考に、制度の見直し以降に65歳以上で新たに重度障害となった方を対象外としたい。

#### ※現物給付について

現物給付とは、医療機関の窓口で定額一部負担金以外の費用を支払うことなく、診療、薬などの医療サービスを受けられる仕組みのことです。

また、重度心身障害者（児）医療費助成受給券の提示がない場合は現在の給付方法と同様、償還払い方式での給付となります。

## (2) 市の動き

別紙2「千葉県現物給付化までのスケジュール」参照。

県からの情報をもとに、制度改正及び予算確保の事前準備。

※県の正式な要綱改正は、2~3月頃となる予定。

### 重度医療費条例一部改正 タイムスケジュール

今後の日程(案)		内容
条例改正案	12月末	12月末までに素案協議終了。
周知方法	広報1/11号、HP	広報及びホームページを利用して説明会開催周知。
意見交換会	1月16日(金)	対象は、障害者本人、家族、保護者、一般市民。
福祉施策審議会	1月14日(水)	諮詢
	1月21日(水)	答申
平成27年第1回定例会へ議案上程		

## 2. 償還払いから現物給付化による変化

内容	千葉県要綱		流山市	
	現行制度	見直し(案)	現行制度	見直し(案)
① 助成対象	身体障害者手帳 1級・2級	身体障害者手帳1 級・2級	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳1級・2級
	療育手帳Ⓐ・A の所持者。	療育手帳Ⓐ・A の所持者。	療育手帳Ⓐ・A 精神保健福祉手帳1級・2級 (市独自) の所持者。	療育手帳Ⓐ・A 精神保健福祉手帳1級・2級 (市独自) の所持者。
② 支払方法	償還払い。 (医療機関窓口 で通常通り医療 保険の自己負担 分3割又は1割を 支払、後日その領 収書を添えて市 に申請し、還付を 受ける)	現物給付。 (医療機関窓口で市 が交付した受給者証 を提示し、下記自己 負担額のみを支払 う)	償還払い。 (医療機関窓口で通常通り 医療保険の自己負担分3割 又は1割を支払、後日その領 収書を添えて市に申請し、還 付を受ける)	現物給付。 (医療機関窓口で市が交 付した受給者証を提示し、 下記自己負担額のみを支 払う) ※ただし、市独自部分の精 神保健福祉手帳1級・2級 所持者については、現行制 度同様、償還払い。
③ 窓口負担	なし。	非課税世帯は、自己 負担なし。  課税世帯(健康保険 世帯) ・通院 1回 300円 ・入院 1日 300円 (入院時の食事代補 助なし)	なし。  ※ただし、市独自部分の精 神保健福祉手帳1級・2級所持 者については、精神通院以外 (精神通院部分については、 障害者自立支援医療制度で 対応。また、入院については、 精神障害者入院医療費助成 制度で対応)でかかった医療 費の医療保険の自己負担分 の1/2の額を助成。	非課税世帯は、自己負担な し。  課税世帯(健康保険世帯) ・通院 1回 300円 ・入院 1日 300円(入院 時の食事代補助なし) ※ただし、市独自部分の精 神保健福祉手帳1級・2級 所持者については、左記現 行制度同様とし、上記自己 負担はなし。
④ 高齢者の 取り扱い	年齢制限なし。	65歳以上で上記① の新規手帳を取得す	年齢制限なし。	65歳以上で上記①の新規 手帳を取得する後期高齢

		る後期高齢者医療制度対象者は、当該医療制度で対応し対象外。(既に本制度の助成を受けている者は継続して対象)		者医療制度対象者は、当該医療制度で対応し対象外。(既に本制度の助成を受けている者は継続して対象)
⑤ 所得制限	障害者自立支援医療制度に準拠。 (市民税額 235,000 円以上は支給停止)	障害者自立支援医療制度に準拠。(市民税額 235,000 円以上は支給停止)	障害者自立支援医療制度に準拠。(市民税額 235,000 円以上は支給停止)	障害者自立支援医療制度に準拠。(市民税額 235,000 円以上は支給停止)

子ども医療費助成制度	・通院 1回 300 円 ・入院 1日 300 円 (食事代補助あり) 対象：小学3年生まで 所得制限：児童手当準拠	・通院 1回 200 円 ・入院 1日 200 円 (食事代補助あり) 対象：中学3年生まで 所得制限：なし
------------	---	---

\_\_\_\_\_部分は、現物給付化に伴う変更部分

\_\_\_\_\_部分は、流山市独自部分

※後期高齢者医療の加入年齢は 75 歳からとなっていますが、一定の要件に当てはまる障害者は 65 歳から後期高齢者医療制度に加入できます。

### 3. 主な制度の改正点と概要

<障害者>子ども医療終了後（満 15 歳に達する年の 3 月 31 日）～64 歳まで

- (1) 償還払いから現物給付へ。
- (2) ・市民税非課税世帯（健康保険の世帯）は、自己負担金なし。  
・市民税課税世帯（健康保険の世帯）について次の自己負担あり。  
　　通院 1 回 300 円  
　　入院 1 日 300 円
- (3) 助成対象は、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳④・A、精神保健福祉手帳 1 級・2 級とし変化なし。
- (4) 65 歳以上で新規手帳を取得者する後期高齢者医療制度対象者は、当該医療制度で対応し対象外。  
　　後期高齢者医療の加入年齢は 75 歳からとなっていますが、次の要件に当てはまる方は 65 歳から後期高齢者医療制度に加入できます。
  - ・身体障害者手帳 1～3 級もしくは 4 級の一部の方。
  - ・療育手帳④・A の方。
  - ・精神保健福祉手帳 1・2 級の方。
  - ・国民年金証書 1・2 級（障害基礎年金等）の方。
- (5) 精神保健福祉手帳 1・2 級手帳所持者については、現行制度同様に償還払いとし、精神通院以外（精神通院部分については障害者自立支援医療制度で対応。また、入院については、精神障害者入院医療費助成制度で対応）でかかった医療費の医療保険の自己負担額分の 1/2 を助成。

### <障害児の場合>

障害児は、現行制度において重度医療費制度の利用が優先されるため、重度医療で補完されない部分を改めて子ども医療部分で対応する必要があり、利用者はその都度両方の制度を申請していた。

### 具体的な現状として

- (1) 重度医療には入院時の食事補助がないため、改めて子ども医療の申請をする必要があり手続きが煩雑であった。
- (2) 重度医療では、所得制限により市民税額235,000円以上の世帯については対象外となる。所得制限により支給停止になった場合は、改めて所得制限のない子ども医療の手続きを行う必要があり手続きが煩雑であった。



### 改正案

- ・0歳～中学3年生まで ⇒ 子ども医療制度。
- ・子ども医療終了後～64歳まで ⇒ 重度医療制度。

※今回の見直しにより、0歳から中学3年生（満15歳に達する年の3月31日）までは子ども医療費の制度の対象とするよう規定することで、上記の利用手続きの煩雑さを解消。